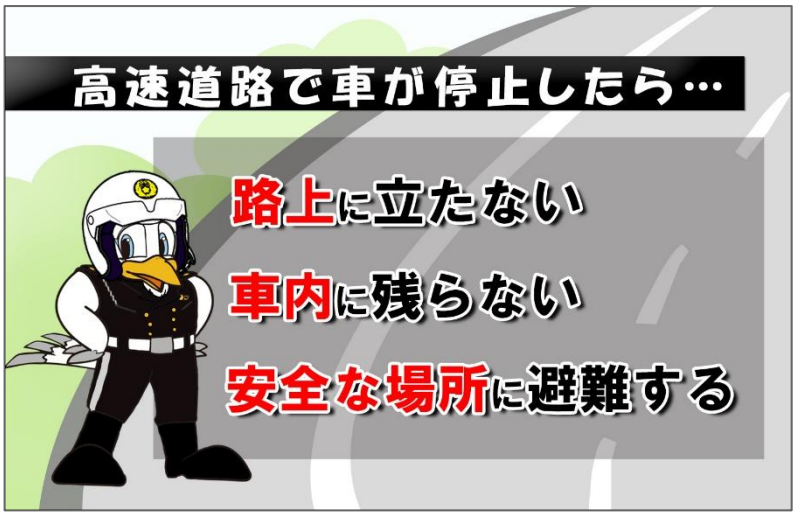
P情報

令和８年
12月号

◆ 自治体広報紙等活用版 ･･･Ｐ．１
◆ 年末の交通事故防止運動 ･･･Ｐ．２
◆ 高速道路の交通事故防止 ･･･Ｐ．11
◆ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 ･･･Ｐ．13



こんにちは県警です

サンテレビ

毎月第１土曜日
午前８時30分～(15分間)
12月の放送は12月5日(土)



パトロールニュース

ラジオ関西

５５８KHzで放送中♩
毎週月曜日
午後０時08分ころ～(約２分間)



ひょうご防犯ネット+(プラス)

兵庫県警察安全安心アプリ！

アプリで犯罪情報や防犯情報
交通事故情報などをお届け！
防犯ブザー、性犯罪対策
などの防犯機能も搭載中！

兵庫県警察ホームページ

兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど
役立つ情報を配信中！

兵庫県警察　検索

兵庫県警察

兵庫県警察公式アカウント

防犯・交通・イベント・採用案内など
県警からのお役立ち情報を配信中！

右側の二次元コードをチェック→
ぜひ登録してください！

兵庫県警察 Facebook
兵庫県警察 X(旧Twitter)
兵庫県警察 YouTube
兵庫県警察 Instagram

兵庫県警察本部県民広報課



自治体広報紙等活用版



【年末の交通事故防止運動】

運動期間　令和８年 12 月１日(火)から 12 月 10 日(木)

○「交通安全意識を高める日」　12 月１日(火)

○「自転車安全利用の日」　12 月２日(水)

【高速道路の交通事故防止】

年末を迎えるにあたり、高速道路等の交通量の増加、交通事故の急増が懸念されます。

一人一人が高速道路の危険性を認識して安全に走行しましょう。

事故や故障により、高速道路上でやむを得ず停止してしまった場合は、緊急時の３原則である「路上に立たない」「車内に残らない」「安全な場所に避難する」を実践しましょう。

【北朝鮮人権侵害問題啓発週間】

期間：12 月 10 日(木)～12 月 16 日(水)

兵庫県警察では、北朝鮮による「拉致被害者」に関する情報や「拉致の可能性を排除できない行方不明者」の方々に関する情報提供を求めています。

兵庫県警察ホームページに事案の概要や顔写真を掲載していますので、お心当たりのある方は、兵庫県警察本部外事課又は最寄りの警察署まで情報をお寄せください。

兵庫県警察本部外事課（０７８）３４１－７４４１（代表）

年末の交通事故防止運動

運動期間	令和８年 12 月１日(火)から 12 月 10 日(木) ○「交通安全意識を高める日」　12 月１日(火) ○「自転車安全利用の日」　12 月２日(水)
運動重点	⑴ 歩行者の安全確保と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進 ⑵ 飲酒運転等の根絶及び早めのライト点灯やハイビームの活用の促進 ⑶ 自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用の促進

横断歩道合図（アイズ）運動プラス推進中!!

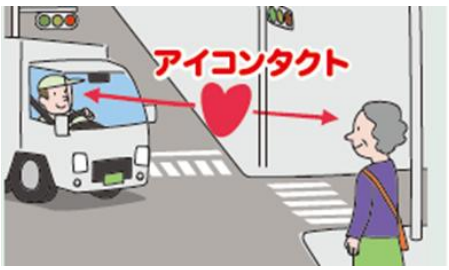
横断歩道合図（アイズ）運動に横断歩道手前減速運動をプラス!
信号機のない横断歩道において実践しよう!!

■　横断歩道合図（アイズ）運動プラス

◇　横断歩道合図（アイズ）運動

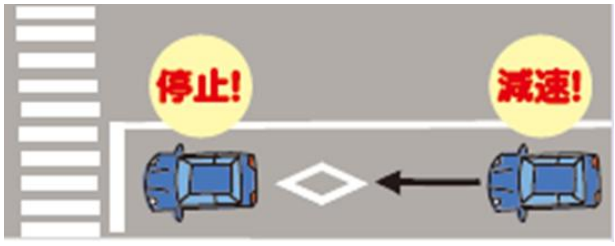
- 横断歩道を渡る場合、歩行者の方は手を上げてドライバーに横断合図（手を上げる動作とアイコンタクト）をしましょう！
- ドライバーの方は、確実に一時停止して歩行者に対して「渡ってください」の動作とアイコンタクトで合図をしましょう！





◇　横断歩道手前減速運動

- ドライバーの方は、ダイヤマーク（この先に横断歩道または自転車横断帯があること）を見たら、アクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者などがいた場合に確実に停止できる準備をしましょう！



歩行者の方へ

自宅付近の通り慣れた道こそ危険です。高齢歩行者が亡くなった交通事故のうち半数以上が自宅から半径 500 メートル以内で発生しています。自宅周辺の交通状況を熟知しているだけに、油断が生じやすくなっています。歩行者の方も交通ルールを守り、しっかり安全確認を行いましょう。

夕方から夜間にかけて外出する際は、ご自身をドライバーから早く発見してもらうために反射材や懐中電灯などを活用し、明るい色の服装を心掛けましょう。



明るい服装と反射材の活用

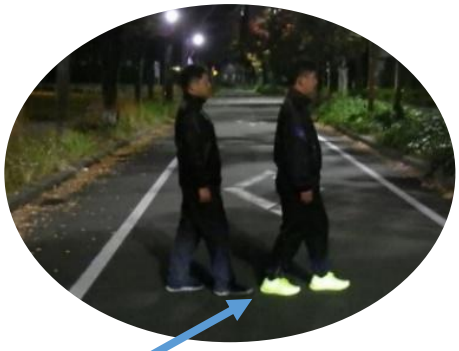
歩行者の方は早朝、薄暮、夜間などに外出する際は**明るい服装**（白色、黄色など）と**反射材**を活用し、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。







人がいるの見えますか？

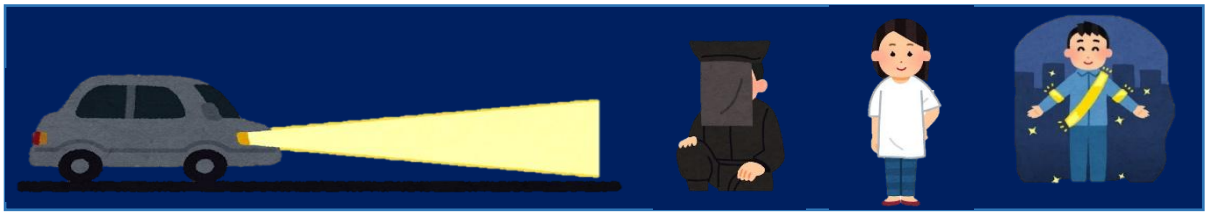


反射材が入っている靴

ライトなしで見えやすい色は白色・黄色です！
色によって見え方が違うので明るい服を着用しましょう。



服装の色別に見えるまでの距離を比べて見ると‥



黒っぽい服装	明るい服装	反射材着用
約２６ｍ	約３８ｍ	５７ｍ以上

※　車のヘッドライト右側の角度は対向車に眩しくないよう、左側より少し下向きに照射されるようになっています

ハイビームの活用　～原則ハイビーム～

秋季・冬季（９月～２月）のライト点灯の推奨時間は、午後４時です。

ドライバーの方は夕暮れ時の早めのライト点灯を実践し、先行車や対向車がいない場合では、ハイビームを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

また、自転車を運転する場合も早めのライトの点灯をお願いします。

季節	点灯推奨時間
秋季・冬季（９月～２月）	**午後４時**
春季（３月～５月）	午後５時
夏季（６月～８月）	午後６時

■　ハイビームとロービームの違い

● **ハイビーム（上向き）**…正式名称は「走行用前照灯」
照射距離約 100 メートル



● **ロービーム（下向き）**…正式名称は「すれ違い用前照灯」
照射距離約 40 メートル



夜間の安全運転のポイント

１　対向車や先行車がいない場合は、ハイビームを活用
２　交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行
※　対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
３　速度に注意した運転

飲酒運転の根絶



※　自転車・特定小型原動機付自転車による違反は、点数が付されません。

「飲酒運転追放宣言」

飲酒運転追放宣言は、平成 19 年９月 25 日に開催された「交通安全県民大会・飲酒運転追放県民大会」において、飲酒運転による悲惨な交通事故を無くすため、参加者全員で採択し力強く宣言を行った宣言文です。

この「飲酒運転追放宣言」は、社会全体で飲酒運転は許さないという気運を醸成していくことを目的としています。

飲酒運転追放「三ない運動」

- **酒を飲んだら車を運転しない**
- **運転する時は酒を飲まない**
- **運転する人には酒を飲ませない**



飲酒運転情報提供メール等の利用

兵庫県警察ホームページでは

- 飲酒運転情報提供メール

を運用しています。

悪質・危険な飲酒運転や、絶対に許さないためにも情報提供をお願いします。

※　緊急性がある場合は、110 番通報をお願いします。

※　自転車や特定小型原動機付自転車も飲酒運転になります。

自転車の交通事故防止

幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用することができる身近で手軽な環境にやさしい交通手段です。

自転車乗車中の交通事故では、多くが自転車側にも法令違反が認められることから、自転車利用時には交通ルールをしっかり守りましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう！



1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはいけません。車道の左側を走りましょう。
ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

例　外

● 歩道にこの標識・標示があるとき





標識がないときでも

- １３歳未満のこども
- ７０歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。

3 夜間はライトを点灯



ライトを点灯すると、前方の様子が分かるだけでなく、他の車などにあなたの存在を知らせることになるので安全です。

4 飲酒運転は禁止



自転車は車の仲間です。
お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけませんし、こどもはお酒を飲んではいけません。

5 ヘルメットを着用



２０２３年４月から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。ヘルメットはあなたの頭部を守ってくれるアイテムです。自転車に乗っていて事故にあい、死亡した人の約半数が、頭部に致命傷を負っていました(2016～2025 年中・警察庁調べ)。ヘルメットをかぶり、大事な命を守りましょう。

やめよう！ながらスマホ

運転中にスマートフォンの画像を注視するなどの携帯電話使用等に起因する交通事故は、全国統計で令和３年以降、年々増加傾向にあり、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が社会問題となっています。

運転しながらのスマートフォン等の注視・通話やカーナビゲーション装置等の注視は、画面に意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう！

※　スマートフォン等とは、スマートフォンをはじめとする携帯電話のほか、自動車用電話、トランシーバー型のパーソナル無線・アマチュア無線等の無線装置

運転中のスマートフォン等利用に対する罰則等について

「ながらスマホ」による死亡・重傷事故が増加傾向です！



自動車運転者による交通事故

以下の図表のデータは警察庁調べ（全国データ）

令和７年中の自動車運転者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**平成27年以降最多の148件**です。また**「ながらスマホ」による死亡事故率は、不使用時と比べ約3.4倍**高くなっており、スマートフォン等を操作したり、画面を見たりするその一瞬が、死亡事故につながります（グラフ参照）。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



（注）・第１当事者が自動車（乗用車、貨物車、特殊車）の件数
・携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計

「ながらスマホ」により
死亡事故率は
約3.4倍に

（注）「死亡事故率」とは、交通事故のうち死亡事故の占める割合



自転車運転者による交通事故

令和７年中の自転車利用者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**近年増加傾向**でしたが、**令和７年は３年ぶりに減少**しています（グラフ参照）。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



（注）自転車が第１又は第２当事者となった事故のうち、自転車運転者の携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計

「ながらスマホ」による
反則金 交通違反は
12,000円

交通事故や
歩行者等の妨害は
１年以下の拘禁刑
又は
30万円以下の罰金

罰則等

	罰則	反則金	点数※
携帯電話等を通話のために使用し、又は手で保持して画像を注視した場合	６月以下の拘禁刑 又は 10万円以下の罰金	大型車２万5000円、普通車１万8000円、二輪車１万5000円、原付車１万2000円、自転車１万2000円（令和８年４月１日から）	３点
上記の行為や携帯電話等を手で保持しないで画像を注視して、交通の危険（交通事故、歩行者の妨害等）を生じさせた場合	１年以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金	適用なし	６点 （免許停止）

※ 自転車による違反には、点数が付されません。

《交通企画課》

安全安心をめざす兵庫ハイウェイ
～高速道路の交通事故防止～

はじめに

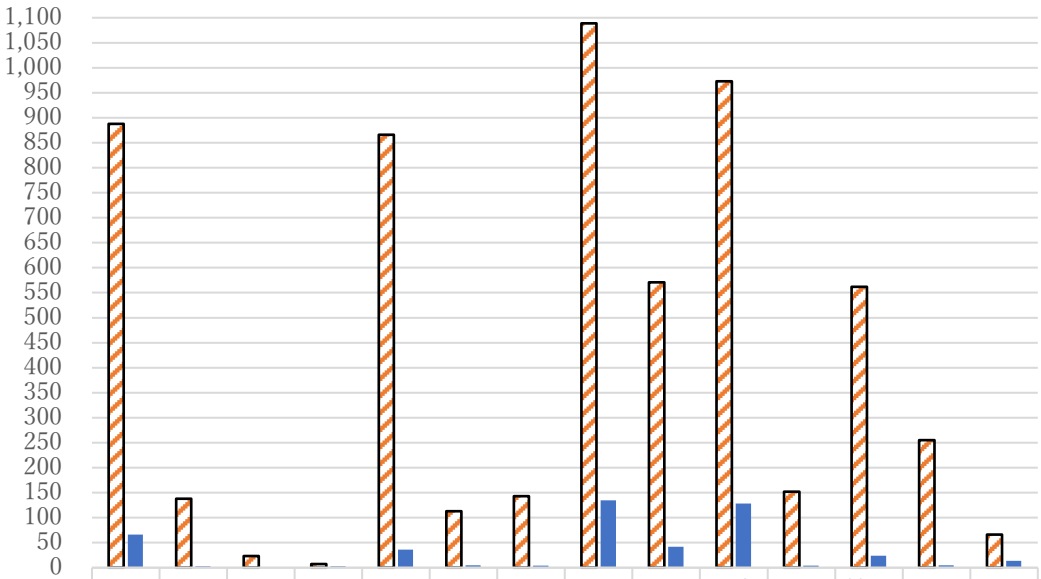
県下の高速道路及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における、９月末現在の交通事故発生状況は、人身事故が 469 件、物損事故が 5,846 件発生し、昨年と比較すると人身事故、物損事故ともに増加しています。

死亡事故については、10 月 1 日現在９件（死者数９人）で昨年に比べて増加しています。

また、年末にかけては、日没と交通量が増加する通勤の帰宅時間帯が重なる夕暮れ時に、交通事故が多発する傾向にあることから、予断を許さない状況にあります。

次の表は、令和８年９月末までの路線別交通事故発生件数です。

《路線別交通事故発生件数》



（件）	中国道	舞鶴若狭道	播磨道	鳥取道	山陽道	名神高速	新名神高速	阪神高速	第二神明等	加古川バイパス等	播但道	神戸淡路鳴尾道	北近畿豊岡道	東播磨道
物損	888	138	23	7	866	113	143	1,089	571	973	152	562	255	66
人身	66	3	0	3	36	5	4	135	42	128	4	24	5	14

※令和８年９月末現在

注１　阪神高速には、神戸線、湾岸線、池田線、北神戸線、神戸山手線、湾岸垂水線を含みます。

２　第二神明等には、第二神明北線を含みます。

３　加古川バイパス等には、姫路バイパス、太子竜野バイパス、姫路西バイパス、姫路北バイパスを含みます。

高速道路上での安全確保

やむを得ず高速道路上で停止した場合の措置

事故や故障により、高速道路上でやむを得ず停止してしまった場合は、三角表示板を表示し

○　路上に立たない
○　車内に残らない
○　安全な場所に避難する

の高速道路における「緊急時の３原則」を実践し、命を守るための行動をとってください。

また、独自の判断で行動せず、警察、道路管理者などに連絡し、指示に従ってください。

高速隊が取り組んでいる交通事故防止対策

安全で安心して走行できる高速道路の快適な交通環境の実現に向け

○　速度超過違反、あおり運転（車間距離不保持等）をはじめとする重大事故に直結する交通違反及び後部席を含むシートベルト装着義務違反の取締り
○　降雨、積雪時のスリップ事故防止に向けた警戒活動
○　道路管理者との連携による安全施設の整備や広報活動の強化

などの対策に力を入れています。

安全で安心して走行するために

これから年末を迎えるにあたり、高速道路等においても積雪など路面環境の悪化が急増し、交通事故が増加することが懸念されることから、安全で安心して走行するために

○　急発進、急ブレーキ、急ハンドルなど「急」のつく動作をしない
○　余裕をもった車間距離の確保
○　積雪などによる臨時速度規制の遵守

などを遵守し、一人一人が高速道路の危険性を認識して走行することが大切です。

《高速道路交通警察隊》

北朝鮮人権侵害問題啓発週間
～拉致問題と人権侵害問題についての関心と認識を深めましょう～
～拉致被害者等に関する情報提供にご協力をお願いします～

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とは？

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図るため平成 18 年６月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

その第４条では、毎年 12 月 10 日から 16 日までの１週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

「啓発週間」の目的

国民の間に、広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的としています。

兵庫県警察では、拉致問題に関する啓発活動を行うほか、北朝鮮による「拉致被害者」「拉致の可能性を排除できない行方不明者」の方々に関する情報提供を求めています。



「期間」の意味

「12 月 10 日」は、1948 年 12 月 10 日に国連総会で「世界人権宣言」が採択されたことを受けて、毎年この日を「人権デー」として世界中で記念行事を行うことが、1950 年の国連総会で決議された日です。

「12 月 16 日」は、2005 年 12 月 16 日に国連総会で「北朝鮮の人権状況を非難する決議案」が採択された日です。

北朝鮮による「拉致被害者」

警察では、日本人の拉致被害者17名と、日本国内から拉致された朝鮮籍の姉弟2名の計19名を北朝鮮に拉致された被害者と判断し、拉致に関与した北朝鮮工作員など10名について、逮捕状の発付を得て国際手配し捜査を行っています。

そのうち兵庫県に関わる拉致被害者は、有本（ありもと）　恵子（けいこ）さんと田中（たなか）　実（みのる）さんです。

北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない行方不明者」

現在「北朝鮮に拉致されたのではないか」と家族から相談や届出を受け、北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない行方不明者」として警察が捜査･調査している方々は、全国で869名となっています。

そのうち兵庫県警察が主として捜査・調査を行っている方々は36名です（令和８年９月30日現在）。

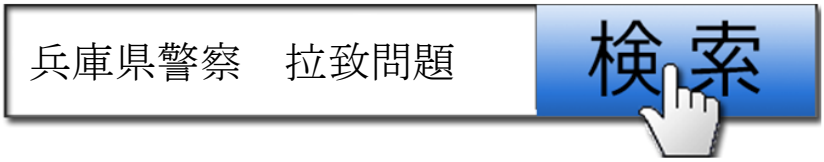
情報提供にご協力をお願いします

兵庫県警察では、北朝鮮による拉致被害者である有本恵子さん、田中実さんに関する情報や「拉致の可能性を排除できない行方不明者」の方々に関する情報の提供を求めています。

兵庫県警察ホームページでは事案の概要や顔写真を掲載しているため、心当たりのある方は、兵庫県警察本部外事課又は最寄り警察署の警備課まで情報をお寄せください。

皆様のご協力をお願いします。

※　兵庫県警察本部外事課（０７８）３４１－７４４１（代表）
詳しくは



《外事課》